

議案第54号、第56号、第59号、第66号及び第67号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 阪神各市の特別職及び一般職の給与削減状況

市名	対象者		削減内容				
			月例給料 (給料月額削減)	地域手当	期末手当	期間	備考
宝塚市	特別職	市長	10%削減	制度なし	削減後の給料月額で基礎額を算出	R3. 6. 1～R6. 3. 31	
		副市長	7%削減				
		教育長	5%削減				
		上下水道事業管理者	5%削減				
		病院事業管理者	5%削減				
	一般職	部長級	5%削減	反映させる			
		室長級	5%削減				
		課長級	4%削減				
		副課長級	4%削減				
尼崎市	特別職	市長	10%削減	制度なし	基礎額を算出する際の給料月額を25%削減	H30. 4. 1～R5. 3. 31	
		副市長	10%削減		基礎額を算出する際の給料月額を20%削減		
	一般職	予定なし					
西宮市	特別職	市長	18%削減	制度なし	削減後の給料月額で基礎額を算出	H30. 8. 1～R4. 4. 14	
	一般職	予定なし					
芦屋市	特別職	市長	予定なし	制度なし	期末手当10%削減	R2. 4. 1～R4. 3. 31	H28. 4. 1以降は給与削減が継続している。(削減率が異なる。)
		副市長					
		教育長					
	一般職	部長級	5%削減	反映させない	反映させない		
		課長級	3%削減				
伊丹市	特別職	市長	8%削減	反映させる	削減後の給料月額で基礎額を算出	H30. 4. 1～R4. 3. 31	
		副市長	4%削減				
	一般職	予定なし					
川西市	特別職	市長	15%削減	反映させる	・削減後の給料月額で基礎額を算出 ・支給月数を0.05ヶ月分削減	R3. 1. 1～R4. 12. 31	H30. 4. 1以降は給与削減が継続している。(削減率が異なる。)
		副市長	10%削減				
		教育長	5%削減				
		水道事業管理者	5%削減				
	一般職	部長級	3.5%削減	反映させない	支給月数を0.05ヶ月分削減	H30. 4. 1～R5. 3. 31	
		副部長級	3%削減				
		課長級	3%削減				
		課長補佐級	2.5%削減				
三田市	特別職	市長	20%削減	制度なし	削減後の給料月額で基礎額を算出	R1. 10. 1～R5. 7. 31	市長、副市長及び教育長は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの期間は、新型コロナウイルス感染症対策のため、左記の削減率に5%上乘せして削減している。
		副市長	15%削減			R1. 10. 1～R5. 7. 31	
		教育長	10%削減			R1. 10. 1～R4. 2. 28	
		病院事業管理者	5%削減			R2. 4. 1～R6. 2. 28	
	一般職	部長級	5%～3%削減	反映させる	削減後の給料月額で基礎額を算出	R2. 4. 1～R5. 3. 31	・一般職の削減について令和2年度から令和4年度まで削減措置を実施しており、令和2年度の削減率から年度ごとに1%ずつ削減率が減少することとしている。 例：部長級 令和2年度 5% 令和3年度 4% 令和4年度 3%
		室長級	4.5%～2.5%削減				
		課長級	4%～2%削減				
		副課長級	3.5%～1.5%削減				
		課長補佐級	3%～1%削減				
		係長級	3%～1%削減				
		主任	3%～1%削減				
		一般	2.5%～0.5%削減				